

平成26年8月11日  
株式会社日本政策金融公庫

**「平成26年台風第11号に係る災害に関する特別相談窓口」の設置及び災害復旧貸付の取扱開始について（徳島支店・高知支店）**

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、8月11日付にて、「平成26年台風第11号に係る災害に関する特別相談窓口」を徳島支店及び高知支店に設置しました。

また、このたびの台風により被害を受けた徳島県内及び高知県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しました（国民生活事業及び中小企業事業）。

なお、農林漁業者や農林水産物の加工・流通業を営む皆さまに対しては「農林漁業施設資金」、「農林漁業セーフティネット資金」の資金相談等を取り扱っております（農林水産事業）。

日本公庫は、このたびの台風により被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者の皆さまからの相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

（注）このたびの台風により住居に被害を受け、市町村等から災害証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸付の災害特例措置（融資期間の延長等）を実施しています（国民生活事業）。詳しくは、[こちら](#)をご参照ください。

＜「平成26年台風第11号に係る災害に関する特別相談窓口」設置支店＞

【徳島支店】	国民生活事業	TEL：088-622-7271
	中小企業事業	TEL：088-625-7790
	農林水産事業	TEL：088-656-6880
【高知支店】	国民生活事業	TEL：088-822-3191
	中小企業事業	TEL：088-875-0281
	農林水産事業	TEL：088-825-1091

参 考

<主な融資制度>

○中小企業・小規模事業者向け

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	災害復旧貸付	
融 資 限 度 額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）
融資期間（うち据置期間）	10年以内（2年以内）（※2）	

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間（据置期間）です。

○農林漁業者向け

	農林水産事業	
適用できる制度	農林漁業施設資金（災害復旧施設）	農林漁業セーフティネット資金（災害）
資金の使いみち	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	災害を原因とする売上や所得の減少など一定の要件を満たす農林漁業者の方が経営の安定を図るための資金
融 資 限 度 額	負担額の80%又は300万円（特例600万円）のいずれか低い額	【一般】600万円 【特認】年間経営費等の3／12以内
融資期間（うち据置期間）	15年以内（3年以内）	10年以内（3年以内）